

A photograph of a man with dark hair and glasses, wearing a light brown sweater, smiling warmly while holding a young child. The child is laughing joyfully with their mouth wide open. The background is a soft, out-of-focus light blue.

# Individuals with Disabilities Education Act (個人障害者教育法、 IDEA)

*Part C Procedural Safeguards*  
(パートC 手続き上の保護措置)

**YOUR RIGHTS AS A PARENT**  
(親としての正当な権利)



Washington State Department of  
**CHILDREN, YOUTH & FAMILIES**



## ご家族の皆様へ

Washington'sのEarly Support for Infants and Toddlers (乳幼児への早期支援、ESIT)プログラムへようこそ!

ESITは対象となるお子さんとその家族、また保育者を、そのお子さんが生まれてから3歳の誕生日を迎えるまで支援します。

ESITプログラムは家族や保育者、そしてFamily Resources Coordinator (ファミリーリソースコーディネーター、FRC)と専門家が協力して取り組むプロセスであり、それぞれのお子さん特有のニーズに合ったサポートを提供します。このプログラムは家族を中心としたプログラムであり、コーチングに重点を置いており、両親や保育者にお子さんの発達をサポートする戦略を提供します。

私も娘が初めてサービスを受け始めたときのことを覚えています。この日、娘の評価を行い、Individualized Family Service Plan (個別家族サービス計画、IFSP)に同意しました。これから何が起るのか、プロセスはどんなものか、娘や娘の成長にとってどんな意味があるのか、頭がクラクラしながら予約を取ったの覚えています。

本書は、Washingtonの子どもたちにESITサービスを提供するためのプロセスを概説したもので、保護者や保育者の皆さんにとって貴重な情報源となるでしょう。この手続き上の保護措置の目的は、保護者や保育者の皆さんに法律上の権利と保障についてお伝えすることです。本書を保管し、プロセスや、保護者・保育者としての権利について疑問に思うことがあった際に見直してください。

## 同じく子を持つ親のジュリーより



## 目次

はじめに .....	1	紛争解決の手続き .....	8
<i>Individuals with Disabilities Education Act</i> (個人障害者教育法、IDEA)とIDEAパートCに基づき設置されたEarly Support for Infants and Toddlers (乳幼児への早期支援、ESIT)プログラムの概要。		サービスや決定に同意できない場合にすべきこと。	
手続き上の保護措置の概要 .....	2	調停 .....	8
サービスを受けている子どもの保護者または保育者としての権利の一覧。		子どものチームの一員となって問題解決をサポートできる中立的な立場の人と協力する方法。	
事前の書面による通知 .....	3	公平なデュープロセスヒアリング .....	9
子どもの個別家族サービスプランの変更案について、変更前に保護者が通知を受ける必要があることについての説明。		公平な審査官が行う正式な手続きで、家族が苦情を申し立てようとする場合に利用する。	
保護者の同意 .....	4	行政に関する不服申し立て .....	10
保護者の同意の意味と、子どもがサービスを受けるために必要な時期についての概要。		プログラムの要件が満たされていないと家族が懸念する場合に、進めることができる正式な手続き。	
記録 .....	5	代理の保護者 .....	11
子どもの機密性保持の権利と、子どもの記録を入手し確認するための保護者としての権利についての説明。		保護者や法定後見人がいない場合に、子どもに代わって行動する個人が指定される時期と、その人選方法について説明します。	
		お問い合わせ先 .....	裏表紙
		Department of Children, Youth, and Families (児童青少年家庭省)のESIT State Leadership Team (州リーダーシップチーム)への連絡方法。	





Washingtonでは、パートC制度はEarly Support for Infants and Toddlers (乳幼児への早期支援、ESIT)プログラムと呼ばれています。

Family Resources Coordinators (ファミリーリソースコーディネーター、FRCs)は、家族の方と協力し、パートCに基づいた手続き上の保護措置について家族の方が理解できるように、追加の資料をお見せすることができます。また、あなたや他の家族の方が、お子さんの発達に必要なニーズを満たすために専門家と協力する方法を提案することもできます。

## はじめに

Individuals with Disabilities Education Act (個人障害者教育法)とはどのような法律で、お子さんにとってどのような意味があるの？

Individuals with Disabilities Education Act (個人障害者教育法、IDEA)は連邦法であり、障がいのある乳幼児(誕生から生後36か月まで)とその家族に対する早期介入サービスの規定を盛り込んでいます。この規定はIDEAのパートCに盛り込まれています。また、連邦規則(34 CFRパート303)やWashingtonの方針と手続きに記されています。

Washingtonでは、パートC制度はEarly Support for Infants and Toddlers (乳幼児への早期支援、ESIT)プログラムと呼ばれています。パートC制度は、最初の紹介からサービスの提供、移行に至るまで、早期介入プロセスのそれぞれの段階において、家族ができるだけ関与し、保護者の同意を得ることができるように設計されています。

ESITプログラムには、保護者と子どもの権利を守るための手続き上の保護措置が盛り込まれています。34 CFR 303.430-438の紛争解決の選択肢を含む、34 CFR 303.400-438の連邦規則で定められているこの手続き上の保護措置について、保護者は通知を受ける必要があります。これにより、お子さんと家族に提供されるサービスに保護者が積極的に関与し、リーダーシップを発揮することができますようになります。この保護者の権利に関する文書は、連邦パートCの規則で定められた、子どもと家族の手続き上の保護措置に関する公式な通知です。

子どもと家族の手続き上の保護措置に関する追加情報は、早期介入サービスの提供を担当するそれぞれのFamily Resources Coordinator (ファミリーリソースコーディネーター、FRC)と早期介入サービス提供者を通じて入手することができます。

「適切な早期介入サービス」はIFSPのプロセスを通じて決定されます。このIFSPには、IFSPに明記された目標を達成するために、子どもと家族の特有のニーズを満たすために必要な、具体的な早期介入サービスの記述を含める必要があります。連邦パートC規則 [www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2011-09-28/pdf/2011-22783.pdf](http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2011-09-28/pdf/2011-22783.pdf)は、早期介入サービスを「パートCの対象となる子ども一人ひとりの発達上のニーズと、子どもの発達を高めることに関連する家族のニーズを満たすように設計されている」サービスと定義しています。

#### 個人を特定できる情報には以下が含まれます：

1. お子さんの氏名、自分の氏名、または他の家族の方の氏名。
2. お子さんまたは家族の住所。
3. お子さんやあなたの社会保障番号のような個人的な識別子。
4. お子さんの生年月日、出生地、母親の旧姓など、その他の間接的な識別子。
5. お子さんを合理的に確実に特定できる個人的な特徴またはその他の情報のリスト。
6. 早期介入プログラムが、お子さんの身元を知っていると合理的に考える人物から要求された情報。

## 手続き上の保護措置の概要

この文書の目的において、「保護者」とは、子どもの実親、養親、法定後見人、里親、または実親もしくは養親の代わりに行動し子どもと共に生活している個人を指します。

### ESITのサービスを受けている子どもの保護者としての権利とは？

Washington ESITプログラムでは、あなたは保護者として以下の権利を有しています：



- 紹介を受けてから45暦日以内に、最初の個別家族サービスプラン(Individualized Family Service Plan (個別家族サービス計画、IFSP))のミーティングで、学際的な評価と判断を受け、IFSPを作成する権利。学際的とは、2つ以上の異なる専門分野や専門領域に関連することを意味します。例えば、言語聴覚士や特殊教育専門家の関与がこれに該当します。
- 評価、判断、IFSPの作成、サービスの調整、手続き上の保護措置を、家族の負担なく受ける権利。
- 評価を要求し同意を提供すれば、スクリーニングの過程であっても任意の時に評価を受けることができる権利(スクリーニングを利用する場合)。
- パートCの対象となる場合、IFSPに基づきお子さんと家族が**適切な早期介入サービス**を受ける権利。
- スクリーニング、評価、判断、サービスを拒否する権利。
- お子さんの識別、評価、配置の変更について、またはお子さんや家族への適切な早期介入サービスの提供に関する提案について決定がなされるすべてのミーティングに招待され、参加する権利。
- お子さんの識別、評価、配置において、またはお子さんや家族への適切な早期介入サービスの提供において、変更が提案されたり拒否されたりする前に、適切な時に書面による通知を受け取る権利。
- お子さんの発達上のニーズを満たすために、適切な範囲で、自然な環境の中で早期介入サービスを受ける権利。
- 個人を特定できる情報の**機密性を維持する権利**。
- お子さんの早期介入記録の最初のコピーを無料で入手する権利。
- それぞれの評価、判断、IFSPのコピーを得る権利。コピーはそれぞれのIFSPのミーティングの後、できるだけ早く提供されなければなりません。
- お子さんの記録を閲覧、確認し、必要に応じて修正する権利。
- 保護者と提供者の意見の不一致を解決するために、調停や公平なデュープロセスヒアリングを要求する権利。行政に関する不服申し立てを行う権利。

上記の権利に加え、パートCに基づく特定の手続き上の保護措置について通知を受ける権利があります。この権利についてこれから説明します。

## 事前の書面による通知

### ESITの提供者はミーティングやサービスの変更案をどのように通知するの？

お子さんの識別、評価、配置の開始や変更、またはお子さんと家族への適切な早期介入サービスの提供を提案または拒否する場合、早期介入サービスの提供者は、合理的な期間内に書面による事前通知を行わなければなりません。この通知は、次の点について十分に詳しく説明し、あなたに伝えるものでなければなりません：

- 早期介入サービス契約業者や早期介入サービス提供者が提案または拒否している行動。
- その行動を取る理由。
- パートCに基づく有効なすべての手続き上の保護措置。
- 苦情申し立ての方法やその手続きのためのスケジュールの説明を含む、州の調停、苦情申し立て、デュープロセスヒアリングの手続き。

この通知は、明らかに実行できない場合を除き、一般市民が理解できる言語で書かれ、母国語で提供されなければなりません。

母国語やコミュニケーション手段が文字言語でない場合、早期介入サービス提供者は以下のステップを踏みます：

- あなたの母国語やコミュニケーション手段で、この通知を口頭またはその他の手段で翻訳し、
- あなたがその通知を理解し、
- 手続きに記載されている要求事項が満たされていることを証明する書面を作成します。

以下の前には、あなたの書面による同意を得なければなりません：

- お子さんに障がいがあるかを判断する発達スクリーニングの実施。
- お子さんのすべての評価と判断の実施。
- お子さんへの早期介入サービスの提供。
- サービスの支払いを目的とした、公的な給付金や保険、または民間の保険の利用。
- あなたの個人を特定できる情報の共有。

また、最初の早期介入サービスを提供する前にも、あなたの書面による同意を得なければなりません。

同意をしなかった場合でも、強要（強制）する行動が取られることはありません。言い換えると、FRCや早期介入サービス提供者は、あなたが同意の提供を拒否したことに対して、デュープロセスヒアリングの手続きを利用して異議を唱えることはできないということになります。



**母国語**とは、英語能力が限られている人を指す場合、その人が通常使用する言語を意味します。お子さんの評価や判断を行う際、母国語とはお子さんが通常使用している言語を意味します。ろうままたは難聴の人、全盲または弱視の人、または書き言葉を持たない人に関して使用する場合、母国語とは、その人が通常使用するコミュニケーション手段(手話、点字、口頭伝達など)を意味します。



## 保護者の同意

保護者の同意とはどんなもので、同意する権利をどのように行使できるの？

同意とは：

- あなたは、同意が求められている活動に関連するすべての情報について、母国語で十分に知らされます。
- あなたは、同意が求められている活動を実施することについて理解し、書面で同意します。その同意書には活動内容が記載され、開示される早期介入の記録(もしあれば)と、誰に開示されるかが一覧になっています。
- 同意の提供があなたの自発的な意思によるものであり、いつでも取り消すことができることを理解しています。

同意を取り消した場合でも、それはさかのぼって効力があるものとはなりません(同意が取り消される前に発生した行動には適用されません)。

早期介入サービス提供者や適切な資格を有するスタッフは、以下に対し合理的な努力をするものとします：

- スクリーニング、評価、判断、または利用できるサービスの性質をあなたが十分に理解すること。
- 同意がない限り、お子さんはスクリーニング、評価、判断、またはサービスを受けることができないことをあなたが理解すること。

パートCの対象となる子どもの保護者として、お子さんや他の家族がこのプログラムによる早期介入サービスを受けるか受けないかをあなたが判断できるようにすること。また、ESITプログラムの他の早期介入サービスに支障をきたすことなく、こうしたサービス(ファミリーリソースコーディネーションに関する規定で義務付けられている管理機能を除く)を最初に受け入れた後でも、あなたがサービスを拒否することができるようにすること。

## 記録

保護者には自分の子どもの記録にアクセスして確認できる権利があるの？

### 機密性保持

この文書に概説されている情報の機密性保持に従って、スクリーニング、評価、判断、資格の判断、IFSPの作成と実施、早期介入サービスの提供、お子さんに関する個別の申し立て、お子さんと家族の記録に関するパートCプログラムのその他の部分についての記録を調査し確認する機会が、あなたに与えられなければなりません。

お子さんが早期介入サービスに紹介された時点から、該当する連邦法および州法に基づき、参加機関が該当する情報を維持する必要がなくなった時点、または維持しなくなった時点のどちらか遅い時点まで、パートCに基づき契約業者または提供者によって収集、維持、使用されたお子さんまたは家族に関するあらゆる記録を（業務時間内に）調査し確認する機会を、それぞれの早期介入サービス提供者はあなたに与えなければなりません。お子さんと家族の識別、評価、配置、またはサービス提供に関連するIFSPのミーティングやヒアリングの前に、不必要に遅れることなく、またいかなる場合も要求がなされてから10暦日以上経過する前に、早期介入サービス提供者はその要求に応じなければなりません。早期介入の記録を調査し確認する機会には以下が含まれます：

- 記録の説明や解釈のための合理的な要求に対して、早期介入サービス提供者から回答を得る権利。
- 早期介入サービス提供者に対し、該当する情報を含む記録の提供を要求する権利（該当する情報のコピーを提供しないことにより、記録を調査し確認する機会の行使が事実上妨げられる場合）。
- あなたの代理人である人物に記録を調査し確認させる権利。

親権、里親制度、後見人の責任、別居、離婚などを規定する適用州法に基づき、権限がないことを示す文書が提出されない限り、子どもに関する記録を調査し確認する権限があなたにあると、早期介入サービス提供者は見なしてよいものとしてします。

パートCに基づき収集、取得、または使用された記録を利用する権利がある当事者について（保護者による権利と当該契約業者または提供者の権限を与えられた職員による権利は除く）、当事者の名前、権利が与えられた日付、およびその当事者が子どもの記録を使用する権限を与えられた目的を記載した書面による記録を、それぞれの早期介入サービス提供者は保持しなければなりません。

早期介入の記録に複数の子どもに関する情報が含まれている場合、あなたは、お子さんもしくはあなた自身に関する情報のみを調査し確認するか、またはその特定の情報について通知を受けることができます。

このセクションでは以下の定義を使用します：

1. 「破棄」とは、個人を特定することができなくなるように、情報から個人を特定できるものを物理的に破棄または除去することを意味し、
2. 「早期介入記録」、「教育記録」、または「記録」とは、パートCに基づき収集、維持、または使用が義務付けられている子どもに関するすべての記録を意味し、そして
3. 「参加機関」とは、パートCの要件を実施するために、個人を特定できる情報を収集、維持、または使用する個人、機関、団体、または組織を意味します。参加機関には、州の主導機関、パートCのサービス（サービスの調整、評価、判断、およびその他のパートCのサービスを含む）を提供するそれぞれの早期介入サービス提供者が含まれます。これには、最初の紹介元や早期介入サービスに資金を提供する公的・民間機関は含まれません。

## 記録

それぞれの早期介入サービス提供者は、契約業者または提供者が収集、維持、または使用する早期介入記録の種類と場所のリストを、要請に応じて提供しなければなりません。あなたが行使する、記録を調査し確認する機会が料金によって事実上妨げられない限り、パートCに基づき作成された記録のコピーに対して、早期介入サービス提供者は料金を請求することができます。ただし、パートCに基づく情報の検索や取得に料金を請求することはできません。さらに、それぞれのIFSPのミーティング後できるだけ早く、それぞれのお子さんの評価、判断、家族の判断、IFSPのコピーがあなたに無償で提供されなければなりません。

パートCの下で収集、維持、または使用される早期介入記録の情報が、不正確もしくは誤解を招くものである、またはあなたやお子さんのプライバシーやその他の権利を侵害するものであると思った場合、あなたは該当する情報を維持している早期介入サービス提供者に情報の修正を求めることができます。

- 当該契約業者または提供者は、要求を受けてから合理的な期間内に、要求に従って情報を修正するかどうかを判断しなければなりません。
- 当該契約業者または提供者が、要求の通りに情報を修正することを拒否した場合、あなたは拒否について通知され、ヒアリングの権利について連絡を受けなければなりません。



早期介入記録の情報が不正確でないか、誤解を招くものでないか、あるいは本人や子どものプライバシーやその他の権利を侵害するものでないかどうかを確認するために、早期介入サービス提供者は、要求に応じて、情報に異議を唱えるヒアリングの機会を提供しなければなりません。パートCに基づくデュープロセスヒアリングの手続き、または34 CFR 99.22の家族の教育の権利とプライバシーに関する法律 (Family Educational Rights and Privacy Act (家庭教育の権利とプライバシー法、FERPA)) 規則に沿ったヒアリングの手続きを、あなたは要求することができます。

- ヒアリングの結果、当該契約業者または提供者が、情報が不正確である、誤解を招く恐れがある、またはあなたやお子さんのプライバシーやその他の権利を侵害するものであると判断した場合、当該契約業者または提供者は、それに応じて情報を修正し、あなたに書面で通知しなければなりません。
- ヒアリングの結果、当該契約業者または提供者が、情報が不正確、誤解を招く、またはあなたやお子さんのプライバシーやその他の権利を侵害するものではないと判断した場合、あなたは、お子さんの記録の中に、その情報に対するコメントや、契約業者または提供者の判断に賛成できない理由を記した声明を加える権利があることを通知されなければなりません。
- こうした手続きに基づいてお子さんの記録に記載された説明は、その記録または争点となっている部分(記録のうちあなたが賛成できない部分)が当該契約業者または提供者によって管理されている限り、お子さんの記録の一部として早期介入サービス提供者によって維持されなければなりません。
- お子さんの記録または争点となっている部分が、契約業者または提供者によって何らかの当事者に開示される場合、あなたの説明もこの当事者に開示されなければなりません。

### 開示前の同意

個人を特定できる情報については、以下の通り保護者の同意を得る必要があります：

- パートC (34 CFR 303.414) およびFERPA (34 CFR 99.31) に基づき許可される場合を除き、パートCに基づく情報の収集、維持、または使用において、契約業者または提供者の職員以外の者に開示される前、または
- パートCに基づく要件を満たす以外の目的で使用される前。

## 記録

お子さんの早期介入記録に由来する情報は、FERPAに基づき契約業者または提供者が許可されていない限り、あなたの同意なしに早期介入サービス提供者が他の機関に公開することはできません。あなたが同意の提供を拒否した場合、同意を提供しないことによって早期介入サービスを受けるお子さんの能力にどのような影響を与えるかを説明するなど、その手続きがあなたの同意を拒否する権利を覆さない限り、早期介入サービス提供者は拒否に関する手続きを実施します。

パートCでは、ESITはお子さんの氏名、生年月日、あなたの連絡先(氏名、住所、電話番号を含む)を、あなたの同意なしに、Office of Superintendent of Public Instruction (教育総監室)やお子さんが居住する地域の教育機関(地域の学区)に開示することが義務付けられています。この情報は、IDEAのパートBに基づくサービスの対象となりうるすべての子どもを特定するために必要です。

記録の機密性を確保するために、以下の保護措置を講じなければなりません:

- 各早期介入サービス提供者は、収集、維持、保管、開示、破棄のそれぞれの段階において、個人を特定できる情報の機密性を保護しなければならない。
- 各早期介入サービス提供者の職員1名が、個人を特定できる情報の機密性を確保する責任を負う。
- 個人を特定できる情報を収集または使用するすべての者は、IDEAおよびFERPAを遵守するWashington'sのパートCの方針および手続きに関する研修や教育を受けなければならない。
- 各早期介入サービス提供者は、個人を特定できる情報にアクセスできる機関内の職員の氏名と役職の最新リストを、公衆が閲覧できるように維持しなければならない。
- 早期介入サービス提供者は、パートC、20 USC 1232fのGEPA条項、およびEDGAR、34 CFRパート76および80に基づき、収集、維持、または使用された個人を特定できる情報が、お子さんまたは家族にサービスを提供するために必要でなくなった場合、保護者に通知しなければならない。
- お子さんや家族へのサービス提供に必要でなくなった情報は、保護者の求めに応じて破棄されなければならない。

お子さんの氏名、生年月日、保護者の連絡先(住所、電話番号を含む)、サービスコーディネーター(FRC)と早期介入提供者の名前、退会データ(退会時の西暦や年齢、退会時に参加していたプログラムなど)についての永久的な記録は、期限を定めずに維持される場合があります。

それぞれの早期介入サービス提供者は、個人を特定できる情報の守秘義務を守らなければならない。保護者の同意なしに子どもの記録を公開することはできません。

## 紛争解決の手続き

お子さんの早期介入プログラムや、提供されているサービスについて懸念事項がある場合、どうすればよい？

お子さんの早期介入プログラムについて懸念事項がある場合は、できるだけ早くFRCまたはIFSPチームにお伝えください。ESITプログラムは、できるだけ低いレベルでの意見の相違の解決を奨励しています。ただし、懸念事項が非公式に解決できない場合は、紛争解決の選択肢が利用できます。

お子さんの識別、評価、配置、またはお子さんや家族への適切な早期介入サービスの提供に関して、早期介入サービス提供者と意見が一致しない場合、懸念事項を適切な時に解決するよう求めることができます。

以下は、紛争解決のために利用できる3つの正式な手続きです。それは、調停、公平なデュープロセスヒアリング、行政に関する不服申し立てです。どのような順番でもかまいません。



## 調停

調停は、対立的でない方法で意見の相違を解決する機会を提供します。これは自発的なものであり、両当事者が自由に合意しなければなりません。

州の主導機関は、調停の手続きを利用しないことを選択した保護者や早期介入サービス提供者に対して、都合のよい時間と場所で、紛争解決機関、または州内の保護者研修・情報センター、地域の保護者リソースセンターと契約している利害関係のない当事者（公平な調停者）とミーティングする機会を設けるための手順を定めることができ、調停の手続きのメリットを説明し、その利用を奨励します。

州の主導機関が調停の要請を受理した後、調停は適切な時に完了しなければならず、あなたの公平なデュープロセスヒアリングを受ける権利や、パートCに基づくその他のいかなる権利を否定したり、遅らせたりするために用いてはなりません。

調停は適切な時に日程が組まれ、両当事者にとって都合の良い場所で開催されます。効果的な調停手法について訓練を受けた資格を持つ公平な調停者が両当事者と面会し、非公式で対立的でない雰囲気の中で紛争の解決策を見出す手助けをします。

**調停**は対立的でない方法で意見の相違を解決する機会となります。これは自発的なものであり、両当事者が自由に合意しなければなりません。

州の主導機関は、障がいのある乳幼児とその家族に対する早期介入サービスの提供に関する法律と規制に精通した、資格のある公平な調停者のリストを持っています。調停者は、無作為、交代、またはその他の公平な基準で選ばれなければなりません。州の主導機関は、調停を促すためのミーティングの費用を含め、調停にかかる費用を負担します。

意見の不一致が調停によって解決された場合、当事者は解決策を記した法的拘束力のある合意書を作成しなければなりません。この合意書には、調停の過程で行われたすべての話し合いは機密とし、その後のデュープロセスヒアリングや民事手続きにおいて証拠として使用できないことが明記されています。合意書には、あなたと、当該機関を法的に拘束する権限を持つ州の主導機関の代表者によって署名がなされなければなりません。書面で署名された調停合意書は、管轄権を有する米国の州裁判所または地方裁判所において法的強制力があります。

調停は、いかなる時も、公平なデュープロセスヒアリングをあなたが要求することを制限するものではありません。次のページに記載されているように、調停と公平なデュープロセスヒアリングを同時に請求することができます。

## 公平なデュープロセスヒアリング

公平なデュープロセスヒアリングは、公平な審査官によって行われる正式な手続きであり、お子さんの代理として個別の苦情を申し立てようとする家族のための選択肢です。

公平なデュープロセスヒアリングは、請求の受理から30暦日以内に完了し、書面による決定を下さなければなりません。(調停を試みる場合は、同じ30暦日以内に行わなければなりません。)デュープロセスヒアリングを行うために、審査官が任命されます。

審査官は、パートCの規定、対象となるお子さんとその家族のニーズ、そして利用できるサービスについての知識を持ち、以下の義務を果たさなければなりません:

- 申し立てについて関連する情報の提示に耳を傾け、問題に関連するすべての情報を精査し、適切な時に苦情を解決しようと努めること。
- 州の費用負担で、裁決書を含む手続きの記録を提供すること。

パートCでは、この手続きに基づいて実施される公平なデュープロセスヒアリングにおいて、以下に記載した権利が与えられます。

- 弁護士(費用は自己負担)や、パートCの対象となるお子さんの早期介入サービスに関する特別な知識がある、またはその訓練を受けた個人(費用は自己負担)の同行、助言を受けること。
- 証拠を提出し、証人と対決し、反対尋問を行い、証人の出席を強制すること。
- ヒアリングの手続きの少なくとも5日前にあなたに開示されていない証拠を、ヒアリング時に採用することを禁止すること。
- 書面または電子媒体のヒアリングの文字起こし(一字一句)の記録を無料で入手すること。
- 事実の認定および決定の書面を無料で入手すること。

この手続きに記載されている公平なデュープロセスヒアリングは、あなたにとって合理的に都合の良い時間と場所で実施されなければなりません。州の機関があなたの申し立てを受理してから30暦日以内に、公平なデュープロセスヒアリングを完了し、決定書をそれぞれの当事者に郵送しなければなりません。審査官は、いずれかの当事者の要請により、30日を超える具体的な期間の延長を認めることができます。公平なデュープロセスヒアリングの認定および決定に満足しない当事者は、州裁判所または連邦裁判所に民事訴訟を起こす権利があります。

デュープロセスの申し立てに関わる手続きの係属中(期間中)は、早期介入サービス提供者とあなたが別途合意しない限り、お子さんと家族は、あなたが同意したIFSPに明示された環境で適切な早期介入サービスを引き続き受けることができます。

申し立てがパートCに基づく最初のサービスの申請に関するものである場合、お子さんと家族には係争中ではないサービスが提供されなければなりません。

公平なデュープロセスヒアリングとは、公平な審査官によって行われる正式な手続きであり、個々の子どもに対する苦情を申し立てようとする家族のための選択肢です。

### 調停者と審査官について...

調停者とデュープロセスの審査官は「公平」でなければなりません。公平とは、調停者または審査官として任命された者が以下のようであることを意味します:

1. 州の主導機関の職員ではなく、早期介入サービス、その他のサービス、または子どもの養育に関与している早期介入サービス提供者の職員ではなく、そして
2. デュープロセスの実施において客観性に抵触するような個人的または職業上の利害関係を有していない。

調停者または審査官としての資格を有する者は、調停またはデュープロセスヒアリングの規定を実施するために、その機関またはプログラムから報酬を得ているという理由だけで、州の主導機関の職員、早期介入サービス提供者の職員ではありません。**行政に関する不服申し立て**には、パートCの要件に違反したという記述と、申し立ての根拠となる事実の記述が含まれていなければなりません。

## 行政に関する不服申し立て

上記の調停およびデュープロセスヒアリングの手続きに加え、他州の者も含む個人または団体は、パートCプログラムの要件に違反している早期介入サービス提供者を含む公的機関または民間のサービス提供者に対して、署名入りの文書で苦情を申し立てることができます。州の主導機関は、保護者研修・情報センター、保護・擁護機関、その他の適切な事業体を含め、保護者やその他の関係者に州の申し立て手続きを広く周知します。

この申し立てには以下を記載しなければなりません：

- 主導機関、公的機関、または早期介入サービス提供者がパートCの要件に違反したとする陳述。
- この陳述の根拠となる事実。
- 苦情を申し立てた人の署名と連絡先。
- 特定の子どもに関する違反を申し立てる場合：
  - 子どもの氏名と居住地の住所。
  - 子どもの早期介入サービス契約、または早期介入サービス提供者の名前。
  - 問題に関連する事実を含む、子どもの問題の性質の説明。
  - 申し立てが提出された時点で判明している、利用可能な範囲での問題解決策の提案。**行政に関する不服申し立ては、違反が疑われてから1年以内に州の主導機関に提出され、受理されなければなりません。**苦情を申し立てた個人または機関は、州の主導機関に苦情を申し立てると同時に、そのお子さんにサービスを提供する早期介入サービス提供者に対し、申し立てのコピーを転送しなければなりません。

州の主導機関が申し立てを受理した後、60暦日以内に以下を行う必要があります：

- 州の主導機関が調査が必要と判断した場合、独立した立入調査を実施すること。
- 苦情を申し立てた個人または組織に対し、申し立てに含まれる陳述について、口頭または書面で追加情報を提出する機会を与えること。
- 州の主導機関の裁量で、申し立て解決の提案や全当事者が調停に参加する機会を含め、申し立てに対応する機会を機関／提供者に提供すること。
- 関連するすべての情報を確認し、パートCの要求事項に対する違反が発生したかどうかについて独立した判断を下すこと。

- 苦情を申し立てた人に対し、申し立ての各訴状に対応し、事実認定と結論、および主導機関の最終決定の理由を記載した決定書を発行すること。

この最終決定で、適切なサービスが過去に提供されていなかった／現在提供されていないことが示された場合、州の主導機関は以下に対処しなければなりません：

- 申し立ての対象となったお子さんや家族のニーズに対処するための適切な是正措置（補償サービスや金銭の払い戻しなど）を含む、適切なサービスの提供の不履行、および
- 障がいのあるすべての乳幼児とその家族に対する、将来の適切なサービス提供。

州の主導機関は、必要であれば、技術支援活動、交渉、遵守を達成するための是正措置など、決定を効果的に実施するための手順を追加しなければなりません。

公平なデュープロセスヒアリングの対象にもなっている訴状、あるいは複数の問題があり、そのうちの1つ以上がヒアリングの対象となっている訴状を受理した場合、州の主導機関は、ヒアリングの結論が出るまで、デュープロセスヒアリングで扱われている申し立てのいかなる部分も保留にしておかなければなりません。ただし、デュープロセスの措置の一部ではない申し立てに含まれる問題は、本書に記載されている60暦日以内の期限および申し立て手続きの中で解決されなければなりません。

同じ当事者が関与する公平なデュープロセスヒアリングですでに決定された申し立てについては、この手続きで検討することはできません。州の主導機関は、ヒアリングの決定に拘束力があることを申立人に通知しなければなりません。

公的機関または民間のサービス提供者（早期介入サービス契約業者や早期介入サービス提供者を含む）のデュープロセス決定の不履行を主張する申し立ては、州の主導機関によって解決されなければなりません。

## 代理の保護者

### 保護者や法定後見人のいない子どもの権利を守るのは誰？

パートCの対象となる子どもの権利は以下の場合に保護されます：

- 保護者が特定できない場合、
- 早期介入サービス提供者が合理的な努力を払ったにもかかわらず保護者の所在を確認できない場合、または
- 該当する子どもがWashingtonの法律に基づく同州の被後見人である場合。

以下の手続きに従い保護者に代わって「代理人」として行動する個人が割り当てられます。

この手続きには、子どもが代理の保護者を必要とするかどうかを判断する方法と、子どもが代理の保護者を必要とすると判断してから30暦日以内に代理の保護者を子どもに割り当てるために合理的な努力をする方法が含まれます。

代理人を選ぶ際には、以下の基準が用いられます。代理の保護者はそれぞれの早期介入サービス提供者によって選ばれ、以下の条件を満たしていなければなりません：

- その者が代理する子どもの利益と相反するような個人的または職業上の利害関係を持たないこと。
- 子どもを適切に代理するための知識と技能を有していること。
- 州の機関の職員ではなく、また早期介入サービス、教育、養育、その他のサービスを該当する子どもや子どもの家族に提供する者の職員でもないこと。この手続きに基づき代理の保護者となる資格を有する者は、早期介入サービス提供者から代理の保護者としての役割に対する報酬を受けるという理由だけでは、その職員とはなりません。

子どもがWashingtonの州の被後見人である場合、または里親のもとに置かれている場合、早期介入サービス提供機関は、この子どもの養育を担当している公的機関と協議しなければなりません。

州の被後見人である子どもに対しては、早期介入サービス提供機関が任命する代わりに、該当する子どもの案件を監督する裁判官が、上記の選考基準を満たす限りにおいて代理の保護者を任命することができます。

代理の保護者はパートCに基づくすべての目的において保護者と同じ権利を有します。



---

## お問い合わせ先

---

手続き上の保護措置について詳しい情報が必要な場合は、お住まいの地域のFamily Resources Coordinator (ファミリーリソースコーディネーター、FRC)にご連絡ください:

もしくは

苦情の申し立て、調停やデュープロセスヒアリングの請求を行う予定の場合は、以下のESITプログラムまでご連絡ください:

**The Washington State Department of Children, Youth & Families  
Early Support for Infants and Toddlers Program**

PO Box 40970

Olympia, Washington 98504-0970

[esit@dcyf.wa.gov](mailto:esit@dcyf.wa.gov)

[www.dcyf.wa.gov/services/child-dev-support-providers/esit](http://www.dcyf.wa.gov/services/child-dev-support-providers/esit)

発行者:

**Washington PAVE (Partnerships for Action, Voices for Empowerment: 行動のためのパートナーシップとエンパワーメントへの声)**

6316 S. 12th St.

Tacoma, Washington 98465

電話: 1-800-5-PARENT

ファックス: 253-566-8052

[pave@wapave.org](mailto:pave@wapave.org)

[www.wapave.org](http://www.wapave.org)

差別はすべてのプログラムと活動において禁止されています。人種、肌の色、宗教、信条、国籍、性別、年齢、ハンディキャップを理由に仲間外れにされることはありません。

別のフォーマットや別の言語による本書のコピーをご希望の場合は、DCYF Constituent Relations (有権者関係) (1-800-723-4831 / 360-902-8060, [ConstRelations@dcyf.wa.gov](mailto:ConstRelations@dcyf.wa.gov)) までご連絡ください。